

南島原市島原手延そうめん首都圏PR事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 南島原市島原手延そうめん首都圏PR事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「南島原市島原手延そうめん首都圏PR事業業務委託仕様書」  
のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで

2 事業規模額 53,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 本事業に参加できる者は、日本国内に住所を有し、次に掲げる項目に該当しないこと

- ア 地方自治体から指名停止を受けている又は受けることがあきらかであるもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ウ 商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの

- エ 本プロポーザルへの参加表明書の提出時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納があるもの

- オ 提案書の提出期限の日までの6ヵ月間において、手型交換所で不渡手形を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの

- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (2) 本事業に参加できる者は、次に掲げる項目に該当すること

- ア 過去5年間において、国又は地方公共団体等と同種同規模の業務を契約し履行した実績があること。

- イ 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有している

こと。

#### 4 応募書類等の配布

公告の日から平成31年4月16日（火）午後5時まで第12「問い合わせ先・提出先」に記載している担当部局及び本市のホームページで配布する。

#### 5 参加表明書等の提出

応募する場合は、参加表明書（様式第1号）を提出期限までに提出すること。

##### (1) 提出方法及び提出期限

平成31年4月16日（火）午後5時までに、下記の提出先に持参するか、郵送又はFAXで提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、企画提案書を提出することができない。

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

###### ア 企画提案書

仕様書に示した業務内容について、提案内容を記載した企画提案書を提出すること。

###### イ 見積書及び内訳書

見積書の宛名は、「南島原市長 松本 政博」とすること。

見積書には、会社名、代表者氏名、代表者印、住所、見積年月日、件名及び見積金額（消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること）を記入し、見積金額の内訳を添付すること。

###### ウ 会社概要資料（経歴、財務状況等がわかる資料）

###### エ 登記簿謄本（写し可）

###### オ 国・都道府県・市区町村税の未納がないことを証明する書面

（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、参加表明書の提出日から1ヵ月以内に発行されたものに限る。）

###### カ 過去5年間に携わった同種同規模の事業内容、規模がわかる契約書の写し

キ 担当予定者の略歴

(2) 書類の仕様

提出書類については、A4版で作成すること。

- (3) 提出部数
- |         |    |
|---------|----|
| ①企画提案書  | 7部 |
| ②見積書    | 1部 |
| ③会社概要資料 | 7部 |
| ③その他資料  | 1部 |

(4) 提出方法及び提出期限

平成31年4月23日（火）午後5時までに、第12「問い合わせ先・提出先」に記載している担当部局に持参するか、郵送すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

(5) その他

- ア 1応募者につき1提案とする。
- イ 提出時には、企画提案書及び関係資料以外いかなる書類も受け付けない。
- ウ 提出後の書類差し替えはできないものとする。
- エ 提出された書類については返却しない。

7 質問の受付

(1) 質問の方法及び受付期間

平成31年4月16日（火）午後1時までに、持参、ファックス又は電子メールにて行うこと。なお、ファックス又は電子メールを用いて質問する場合は、着信確認を行うこと。

(2) 回答方法

回答については、平成31年4月18日（木）午後5時頃までに、参加表明書を提出した事業者に対し、電子メール又はファックスにて回答する。

(3) その他

下記趣旨の質問に対しては、回答を行わない。

- ア 「実施要領」の明らかな誤読
- イ 「実施要領」に対する個人的な意見
- ウ 提案しようとする内容についての是非を問うもの

- エ 質問者が自ら判断又は調査するべきもの
- オ 事業と直接関係のない質問

## 8 選定方法と評価基準について

南島原市島原手延そうめん首都圏PR事業業務委託業者選定委員会において、参加表明者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最も評価の高い事業者を選定する。

選定については、第1次審査及び第2次審査により実施する。選定結果については、すべての提案者に通知するが、選定の経緯は公表しない。

### (1) 第1次審査

参加表明者から提出された企画提案書を審査し、評価が高い者を選定する。

実施予定日：平成31年4月24日（水）（予定）

### (2) 第2次審査

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施して評価を行い、採用する事業者1社を選定する。

ア 開催日時 平成31年5月9日（木）（予定）

イ 場 所 南島原市役所3階D会議室  
(南島原市西有家町里坊96番地2)

ウ 時 間 1応募者につき30分以内とする  
(提案書説明20分、質疑10分を想定)

### エ その他

- ① プレゼンテーションに参加できる人数は1応募者につき3人以内とする。
- ② プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、事前に担当部局へ連絡すること。
- ③ プレゼンテーションに必要なサンプル品等があれば当日持参すること。
- ④ 各事業者のプレゼンテーションの開始時間等については、文書又は電子メール等により通知する。

## 9 契約

- (1) 提案が採用された者であっても、契約手続の完了までは、本市との契約関係は

生じない。

- (2) 契約内容及び契約金額については、本要領及び企画提案書等に基づき提案が採用された者と改めて協議を行った上で決定し、契約を締結する。

## 10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する経費は、提案者負担とする。
- (2) 企画提案書及び提出物に虚偽の記載を行った場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- (3) 企画提案書の作成等のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用することはできない。
- (4) 事業規模額については、見積時の予定価格を示すものではない。

## 11 失格

企画提案書等の提出期限に遅れた場合は、失格として取り扱うものとする。審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合も同様に失格として取り扱うものとする。

## 12 問い合わせ先・提出先

〒859-2211

長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市 地域振興部 商工振興課 そうめん振興班 (担当 山下・天本)

TEL : 0957-73-6633

FAX : 0957-82-3086

Mail : [somen@city.minamishimabara.lg.jp](mailto:somen@city.minamishimabara.lg.jp)